

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。	
目標1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり	施策1 社会貢献、社会参加、自立できる力の育成	1	みらいKIDSにぎわい交流事業	草津市と福島県伊達市の両市の小学校5、6年生が、仲間との助け合いやワークショップ等の意見交換の場を通じて、自分たちが未来のまちづくりを担っていくという自覚を促し、積極的にまちづくりに参画する若い世代を育みます。	まちづくり協働課	草津市と福島県伊達市の両市の小学生計20人が、仲間との助け合いやワークショップ等の意見交換の場を通じて、SDGsについて学ぶ。 【開催予定日】 令和5年7月24日(月)～7月26日(水) 【場所】 滋賀県草津市	令和5年7月24日～26日に草津市と福島県伊達市の小学生計20人が草津市を舞台に、市内の施設見学や立命館大学キャンパスツアーでの大学生との交流を通して草津の良さを感じるとともに、SDGs(持続可能な開発目標)の理念を学びグループに分かれて発表することでより一層の理解を深めた。		福島県伊達市と草津市の小学5・6年生が福島・伊達を舞台に歴史・文化・伝統や人々の暮らしに触れ、お互いのまちの魅力などの情報を発信しながら、併せてSDGs(持続可能な社会づくり)について考える。 【開催予定日】 令和6年8月5日(月)～8月7日(水) 【場所】 福島県伊達市	
		2	わんぱくプラザ	各学区で子どもと大人が協働し、自然体験や地域ボランティア活動等を行うことにより、青少年の健全育成や仲間づくりおよび世代間の交流、相互理解を推進します。	まちづくり協働課	地域まちづくり一括交付金の事業として、引き続き各まちづくり協議会で実施し、青少年の健全育成や仲間づくりおよび世代間交流・相互理解の促進を図る。(ただし、総額の中で事業費の設定が可能となり、交付金の使途を定めるものではないため、地域の事業方針によっては実施されない可能性あり。)	各まちづくり協議会で一括交付金事業として実施し、自然体験活動やものづくり体験など、子どもたちが楽しく興味を持って体験活動の企画を行い、多様な活動を通じて地域の子どもと大人がふれあう場を提供できた。		地域まちづくり一括交付金の事業として、引き続き各まちづくり協議会で実施し、青少年の健全育成や仲間づくりおよび世代間交流・相互理解の促進を図る。(ただし、総額の中で事業費の設定が可能となり、交付金の使途を定めるものではないため、地域の事業方針によっては実施されない可能性あり。)	
		3	こどもエコクラブの充実 【子・子計画No.139と共通】	公益財団法人日本環境協会の事業である「こどもエコクラブ」の市窓口を設置し、加入を促進します。 また、環境学習教材の貸出や環境学習への講師派遣により、活動の充実を図ります。	くさつエコスタイルプラザ	様式1と同じ				
		4	草津市子ども環境会議の開催 【子・子計画No.140と共通】	家庭・地域・学校・職場等様々な場所で環境学習に取り組めるよう、子どもと大人が環境について議論しあい、環境活動に取り組む人たちが交流する場として実施します。 多様な企業や団体等へ参加の呼びかけを行い、活発な「こども環境会議」の運営に努めます。	くさつエコスタイルプラザ	様式1と同じ				
		5	草津っ子サポート事業 【子・子計画No.93と共通】	1歳までの乳児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、利用者のニーズを把握しながら、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ				
		6	保育体験・異年齢交流の推進 【子・子計画No.18と共通】	認定こども園、幼稚園および保育所(園)において、中学校や小学校の保育体験や職場体験の受入れを行い、異年齢交流の推進を図ります。	幼児課	様式1と同じ				
		7	青年国際交流事業	国際交流事業である青年海外協力隊に参加する青少年等に対する支援等を通じて、国際的な連携・協力の下、子どもたちが国際社会へ視野を広げ、自分の夢や将来のことについて考えるキャリア教育関連事業を実施します。	生涯学習課	事業数 5回	事業数 2回	学校において青年国際交流事業以外の事業の実施が多くなったため	事業数 5回	
		8	20歳のつどい	記念式典および「20歳のつどい」を実行委員会に委託し、開催することにより、実行委員会活動を通じて新成人の代表としての社会的自立と必要な能力・態度を育てるとともに、式典参加者に対して、この成果と姿をみせることにより、大人としての自覚と社会的自立を推進します。	生涯学習課	実行委員会議 6回	実行委員会議 6回		実行委員会議 6回	
	施策2 基本的な生活習慣の定着	9	地域での食育の推進 【子・子計画No.107と共通】	地域での実践活動の場において、栄養や食生活の正しい知識の普及推進を図ります。	健康増進課	様式1と同じ				
		10	公立認定こども園、幼稚園および保育所(園)の園庭開放 【子・子計画No.21と共通】	未就園の子どもとその保護者を対象に、認定こども園、幼稚園および保育所(園)の園庭を開放することで、親子で自由に遊べる場所を提供します。	幼児課	様式1と同じ				
		11	認定こども園、幼稚園および保育所(園)での食育の推進 【子・子計画No.106と共通】	健康を支える「食」への子どもたちの関心を高めるとともに、食育研修や調理担当者への研修等により、保育教諭等のスキルアップに努め、食育を推進します。	幼児課	様式1と同じ				
		12	学習機会を通じた子育て支援情報の提供の充実 【子・子計画No.129と共通】	認定こども園、幼稚園および保育所(園)において、子どもの人権や子育てをテーマにした学習会を開催し、保育教諭等と保護者がともに学ぶ機会を持つことで、子育て支援情報の提供の充実を図ります。	幼児課	様式1と同じ				
		13	家庭教育サポート事業の推進 【子・子計画No.124と共通】	子どもたちが、基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとした生きる力の基礎となる能力を家庭で身に付けることができるよう、参観日や研修会等に保護者向けの学習プログラムを提供し、家庭教育支援の推進を図ります。 また、家庭教育に対して関わる機会の少ない保護者に対しての啓発方法について検討します。	生涯学習課	様式1と同じ				

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。
目標1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり	施策3 確かな学力向上等に向けた取組	14	英語教育推進事業 【子・子計画No.26と共通】	小中学校にALTやJTEを配置し、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図るとともに、小中学校間で連続性のある英語教育の推進を図ります。	学校政策推進課	様式1と同じ			
		15	教室アシスタント配置事業 【子・子計画No.28と共通】	各小中学校に教室アシスタントを配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行います。また、児童生徒への関わり方や活動内容の交流について定期的な研修を行い、児童生徒への適切な支援を行います。	児童生徒支援課	様式1と同じ			
		16	学びの教室プロジェクト 【子・子計画No.29共通】	放課後等の子どもの居場所の確保を図るとともに、子どもの自主学習を支援し、学習習慣の確立と学力向上を図ります。	児童生徒支援課	様式1と同じ			
		17	国語・英語を中心とした学力向上事業 【子・子計画No.30と共通】	児童生徒が基礎基本の確かな学力を身に付けられるよう、漢字、英語に関する検定を実施します。	学校政策推進課	様式1と同じ			
		18	「学校教育バイオニアスクールくさつ／夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」の推進 【子・子計画No.33と共通】	各小中学校において、独自の教育プロジェクトを企画・実施し、各校の強みを生かした教育を行います。また、社会の最前線で活躍する専門家や達人を招いて特別授業を行い、学習意欲の向上や進路選択に関わる能力の育成を図ります。	学校政策推進課	様式1と同じ			
		19	ICTを活用した教育の推進 【子・子計画No.32と共通】	液晶型電子黒板やタブレットPC等を活用したICTを活用した教育に取り組み、「草津型アクティブ・ラーニング」による授業改善を推進します。	学校政策推進課	様式1と同じ			
		20	子どもの読書活動推進事業（子ども対象） 【子・子計画No.147と共通】	子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深められるよう、「おはなしのじかん」の開催等年齢や対象に応じた取組を実施し、子どもの読書活動を推進します。	図書館	様式1と同じ			
		21	子どもの読書活動促進事業（一般対象） 【子・子計画No.148と共通】	児童文学作家・絵本作家を講師とした講演会や家庭教育サポート事業（生涯学習課）への講師派遣等を実施し、家庭での読書推進や図書館利用の充実に取り組みます。	図書館	様式1と同じ			
		22	学校図書館支援事業 【子・子計画No.150と共通】	学校のニーズを踏まえながら、市立の全小学校への巡回図書「ブックん」の配本事業を実施します。	図書館	様式1と同じ			
		23	学校支援活動事業 【子・子計画No.151と共通】	「出張ブックトーク」等、子どもと本をつなぐ事業の取組や「図書館見学」、「職場体験学習受入」等、図書館や本に興味を持ってもらう機会を提供します。	図書館	様式1と同じ			
目標2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援	施策1 子ども・若者に関する相談体制の充実	24	女性の総合相談窓口	女性の就業・起業等働くことに関する相談や家庭生活に関する相談等を総合的に支援します。	男女共同参画センター	継続して、女性に関する相談一般、女性の就業・起業等働くことに関する相談、DVやハラスメントの相談、家庭生活に関する相談等、総合的に支援するほか、カウンセリング事業も実施します。	女性の総合相談を実施し、必要に応じ関係部署へつなぎ、同行支援など寄り添った支援を行いました。（延べ200件） また、フェミニストカウンセラーによる女性のカウンセリング事業を実施しました。（延べ46件）		女性に関する相談一般、女性の就業・起業等働くことに関する相談、DVやハラスメントの相談、家庭生活に関する相談等、総合的に支援するほか、カウンセリング事業を実施します。
		25	「子どもの人権110番」強化週間の周知 【子・子計画No.35と共通】	法務局が設置する学校でのいじめや児童虐待等、子どもの人権問題を専門に扱う専用相談窓口の周知を行います。	人権政策課	様式1と同じ			
		26	人とくらしのサポートセンター	福祉の総合相談窓口として、生活困窮者だけでなく多様な複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。	人とくらしのサポートセンター	令和5年度においても、生活困窮者だけでなく多様な複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。	福祉の総合相談窓口として、生活困窮者だけでなく多様な複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげました。	生活困窮者だけでなく多様な複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。また、重層的支援体制整備事業を通して、各分野・専門職の対応力を高め、支援関係機関同士の連携を円滑にすることで、相談支援体制の充実を図ります。	
		27	こころの健康づくり	こころの健康に関する相談・支援、こころの健康づくりについての啓発を行います。	健康増進課	こころの健康に関する相談を希望する者に対し、保健師が個別に電話や面接等で相談を実施します。また、広報、ホームページ、掲示板等にて随時こころの健康づくりについての啓発を行います。	こころの健康に関する相談を希望される方に対して、電話や面談、訪問等を行いました。また、広報くさつや市ホームページ、ゲートキーパー養成研修の開催、相談窓口リーフレット作成・配布等を通じて、こころの健康づくりについての啓発を行いました。		こころの健康に関する相談を希望される方に対し、保健師が電話や面談、訪問等を行います。また、広報くさつ、市ホームページ、ゲートキーパー養成研修の開催等を通じて、こころの健康づくりについての啓発を行います。
		28	子ども家庭総合支援拠点の設置 【子・子計画No.37と共通】	妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行えるよう、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。	家庭児童相談室	様式1と同じ			

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。
目標2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援	施策1 子ども・若者に関する相談体制の充実	29	家庭児童相談体制の充実【子・子計画No.39と共通】	育児やしつけ、児童虐待等子どもに関する様々な相談に迅速に対応し、相談しやすい環境を整備するため、家庭や児童にかかる相談に応じる体制を充実させます。	家庭児童相談室	様式1と同じ			
		30	子育て相談センターでの相談の実施【子・子計画No.86と共通】	妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援として、専門職による総合相談や情報提供を実施します。また、継続支援が必要な場合は関係課と連携して適切な支援につなげることで、より安心して子育てができる環境づくりを推進します。	子育て相談センター	様式1と同じ			
		31	障害、発達支援等に関する相談・支援事業【子・子計画No.48と共通】	障害の早期発見・早期支援につなげるため、発達相談、巡回相談、5歳児相談等を実施します。また、各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別に関わらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。	発達支援センター	様式1と同じ			
	施策2 ひきこもり、若年無業者（ニート）への支援	32	就労相談窓口の設置	就労支援相談員を配置し、就労相談窓口を設置します。	商工観光労政課 人とくらしのサポートセンター	令和5年度においても、昨年度に就労支援相談員を人とくらしのサポートセンターへ配置換えされていることから、就職困難者等への就労支援を実施するとともに、複合的な課題に対して総合的に支援してまいります。	就職困難者等の就労促進に向け、相談者に応じた適切な支援を実施しました。		就職困難者等への就労支援を実施するとともに、複合的な課題に対して総合的に支援します。
		33	ひきこもり相談支援体制の充実	人とくらしのサポートセンターでの福祉の総合相談窓口のほか、ひきこもりの状態の人・家庭の情報の集約や訪問支援、長期的サポートを行うための相談支援体制の充実を検討します。	子ども家庭・若者課 人とくらしのサポートセンター	人とくらしのサポートセンターや子ども・若者総合相談窓口等が連携し、ひきこもりの状態の人や社会生活に困難を有する子ども・若者とその家族の自立を支援します。  子ども・若者総合相談窓口 対応実人数 100人	人とくらしのサポートセンターや子ども・若者総合相談窓口等が連携し、ひきこもりの状態の人や社会生活に困難を有する子ども・若者とその家族の自立を支援しました。  子ども・若者総合相談窓口 対応実人数 130人		人とくらしのサポートセンターや子ども・若者総合相談窓口等が連携し、ひきこもりの状態の人や社会生活に困難を有する子ども・若者とその家族の自立を支援します。
		34	子ども・若者支援地域協議会の設置検討	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者支援地域協議会の設置を検討します。	子ども家庭・若者課	社会生活に困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援を効果的かつ円滑に実施できるよう、引き続き協議会の運営を通じて、関係機関の連携強化に取り組みます。  代表者会議 1回 実務者会議 2回	社会生活に困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援を効果的かつ円滑に実施できるよう、協議会の運営を通じて、関係機関の連携強化に取り組みました。  代表者会議 1回 実務者会議 1回	会議開催にあたり、取り扱う議題等を整理したため。	社会生活に困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援を効果的かつ円滑に実施できるよう、協議会の運営を通じて、関係機関の連携強化に取り組みます。  代表者会議 1回 実務者会議 1回
	施策3 問題行動への対応や不登校への支援	35	非行少年立ち直り支援事業における少年センターの充実【子・子計画No.109と共通】	非行等の問題、様々な悩みや課題を抱えた少年が健やかに成長していくため、少年センター「あすくる草津」での少年および家族への立ち直り支援事業を実施します。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ			
		36	喫煙、飲酒、薬物等の害についての学習の推進【子・子計画No.111と共通】	喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ			
		37	やまびこ教育相談室の実施【子・子計画No.113と共通】	学校生活への不安や悩み、不登校（不登校傾向）児童生徒、およびその保護者に対して教育相談や適応指導を行い、学校復帰および社会的自立につなげるための支援をします。また、子どもや保護者への周知を強化し、さらなる利用促進を図ります。	教育研究所	様式1と同じ			
		38	不登校児童生徒支援の充実【子・子計画No.114と共通】	グレードアップ連絡会の定期的な実施、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーター、およびスクールソーシャルワーカーを学校に配置することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。また、担当職員の情報交流が、各校の指導・支援に生かされるよう、報告や研修機会の充実を図ります。	児童生徒支援課	様式1と同じ			
	施策4 障害のある子ども・若者等の支援	39	学校以外の場での学習等に対する支援	不登校児童生徒が通う学校以外の場での学習等について、教育委員会・学校と民間団体等とが連携し、相互に協力・補完することで、学校復帰や社会的な自立に向けた支援を行います。	児童生徒支援課	児童生徒の情報交流（学校） フリースクール等との連携（SSW・教育委員会） フリースクール利用児童生徒支援補助金交付による支援を行う。	フリースクール等との連携（SSW・教育委員会） フリースクール利用児童生徒支援補助金の交付 教育委員会と草津市認定フリースクールとの意見交換会の実施（年1回）		フリースクール等との連携（SSW・教育委員会・学校） フリースクール利用児童生徒支援補助金の交付 やまびこ教育相談室との連携（SSW・教育委員会・学校）
		40	障害者相談支援	障害福祉サービスを利用する障害のある人を支援するための計画を作成します。計画には、本人のニーズやその支援方法、利用するサービスを記載します。	障害福祉課	利用者数 1,108人	利用者数 1,125人		利用者数 1,137人
		41	生活訓練や就労支援等の訓練的支援	障害のある人が地域で生活を行うために、身体機能・生活能力の維持・向上等のために行う支援や、就労に関する支援を一定期間、実施します。	障害福祉課	合計：6,589人 （自立訓練：327、就労移行：620、就労定着：247、A型：895、B型：4,500）	合計：6,598人 （自立訓練：299、就労移行：687、就労定着：195、A型：838、B型：4,579）		合計：7,113人 （自立訓練：413、就労移行：817、就労定着：173、A型：920、B型：4,790）

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。	実施予定を下回った場合の理由	令和6年度 実施予定 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。
目標2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援	施策4 障害のある子ども・若者等の支援	42	移動支援事業【子・子計画No. 50と共通】	障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むために、屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を実施します。	障害福祉課	様式1と同じ			
		43	ホームヘルプなど日常生活の支援【子・子計画No. 50と共通】	障害のある人に対し、ヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事の日常生活上の支援を行うとともに、家族等の介護負担の軽減を図ります。	障害福祉課	様式1と同じ			
		44	障害者（児）の医療費助成【子・子計画No. 56と共通】	障害者（児）の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課	様式1と同じ			
		45	児童育成クラブの障害のある子どもへの利用【子・子計画No. 44と共通】	児童育成クラブでの障害のある子どもへの対応を行います。	子ども・若者政策課	様式1と同じ			
		46	特別児童扶養手当【子・子計画No. 45と共通】	20歳未満の身体または精神に中度以上の障害のある児童を監護、養育している父母等に手当を支給します。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ			
		47	障害のある子どもへの各種手当の支給【子・子計画No. 55と共通】	20歳未満の精神または身体に重度の障害を有し日常生活において常時の介護を必要とする者に手当を支給します。	障害福祉課	様式1と同じ			
		48	障害のある子どものファミリー・サポート・センター利用助成【子・子計画No. 46と共通】	障害のある子どもが利用する際、依頼会員に利用料の助成、提供会員に報酬の助成を行います。また、助成制度の周知に努めます。	子育て相談センター	様式1と同じ			
		49	湖の子園の充実【子・子計画No. 49と共通】	発達支援センター「湖の子園」を中心に、民間事業所や関係機関と連携し、地域における早期療育、早期支援の体制を整備します。	発達支援センター	様式1と同じ			
		50	放課後等デイサービス事業【子・子計画No. 50と共通】	学校通学中の障害のある児童生徒に対し、放課後等において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、学校教育とあわせて障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所を提供します。	発達支援センター	様式1と同じ			
		51	児童発達支援【子・子計画No. 50と共通】	障害のある乳幼児およびその疑いのある乳幼児に対し、発達に応じた運動能力やことば、基本的社会習慣、社会性等を育てるとともに、保護者の育児支援についての支援を行います。	発達支援センター	様式1と同じ			
		52	医療型児童発達支援【子・子計画No. 50と共通】	上肢下肢または体幹の機能に障害があり、リハビリ等の医療と児童発達支援が必要な児童に対して、治療を行うとともに日常生活の動作や集団生活への適応等に関する援助を行います。	発達支援センター	様式1と同じ			
		53	保育所等訪問支援【子・子計画No. 50と共通】	集団生活への適応に専門的な支援を必要とする、保育所等を利用中の障害のある児童や保育所等の職員に対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等支援を行います。	発達支援センター	様式1と同じ			
		54	居宅訪問型児童発達支援【子・子計画No. 50と共通】	通所のために外出することが著しく困難な重症心身障害児等の子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援を行います。	発達支援センター	様式1と同じ			
		55	障害児相談支援【子・子計画No. 50と共通】	障害児通所支援のサービスを利用する児童とその家族を支援するための計画を作成します。計画には、本人のニーズやその支援方法、利用するサービスを記載します。	発達支援センター	様式1と同じ			
		56	認定こども園、幼稚園および保育所（園）を対象とした研修【子・子計画No. 13と共通】	就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。	幼児課	様式1と同じ			
		57	ことばの教室・通級指導教室の充実【子・子計画No. 115と共通】	支援が必要な4・5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの習得等の指導を行い、円滑に学校生活が送れるよう支援します。	児童生徒支援課	様式1と同じ			
58	医療的ケア支援員配置事業【子・子計画No. 54と共通】	公立就学前教育・保育施設、小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師を配置し、就学前教育・保育施設、学校での医療的ケアを行います。	幼児課 児童生徒支援課	様式1と同じ					
59	インクルーシブサポーターの配置【子・子計画No. 57と共通】	重度の障害がある児童生徒が地域の学校へ通えるよう、必要な学校に人員を配置し、特別支援学級の運営を支援します。	児童生徒支援課	様式1と同じ					

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。	
目標2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援	施策5 子ども・若者の貧困対策	60	生活困窮者自立支援事業【子・子計画No. 77と共通】	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	人とくらしのサポートセンター	様式1と同じ				
		61	生活保護制度【子・子計画No. 78、80と共通】	生活保護世帯の小学生、中学生、高校生に対して学級費、教材代等を支給します。また、大学等進学に伴い、生活保護の対象外になる方に対して、給付金を支給します。（※各支給金については、支給要件があります） 就労阻害要因がない生活保護者に対して就労支援を実施します。	生活支援課	様式1と同じ				
		62	ひとり親家庭の医療費助成【子・子計画No. 138と共通】	ひとり親家庭の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課	様式1と同じ				
		63	児童育成クラブ保育料の減免【子・子計画No. 131と共通】	ひとり親家庭の方が利用する際、保育料を減免します。	子ども・若者政策課	様式1と同じ				
		64	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【子・子計画No. 73と共通】	ひとり親家庭の親および子どもの自立のため、高卒認定試験合格のための対象講座を親や子が受講し、修了した場合および高卒認定試験の全科目に合格した場合に受講料の一部を支給します。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ				
		65	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業【子・子計画No. 74と共通】	ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を図るため、また、ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、子どもの進学・修学資金や、ひとり親家庭の生活資金等の貸付を行います。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ				
		66	子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業）【子・子計画No. 75と共通】	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図ります。	子ども家庭・若者課 人とくらしのサポートセンター	様式1と同じ				
		67	児童扶養手当【子・子計画No. 132と共通】	18歳未満の児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護しているひとり親の父または母や父母に代わり児童を養育している養育者、もしくは父母の一方が重度の障害のある家庭について、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ				
		68	ひとり親家庭相談業務の充実【子・子計画No. 133と共通】	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談・支援のほか、離婚前からの相談等に対応し、ひとり親家庭および寡婦の福祉の増進に努めます。 また、複雑化する課題に対応するため、関係機関とのさらなる連携強化により、相談家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、経済的に自立し安定した生活を送れるよう適切な支援につなげます。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ				
		69	日常生活支援事業の推進【子・子計画No. 134と共通】	ひとり親家庭で日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要などき家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。（事前登録要）	子ども家庭・若者課	様式1と同じ				
		70	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実【子・子計画No. 135と共通】	就労に向けて受講した教育訓練講座受講費用の一部を助成します。また、資格取得を目的とし、養成機関で1年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の対象者に、生活資金を援助します。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ				
		71	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成【子・子計画No. 137と共通】	ひとり親家庭の方が利用する際、利用料の助成を行います。	子育て相談センター	様式1と同じ				
		72	子育て世帯への公営住宅の供給【子・子計画No. 81と共通】	公営住宅の募集において、母子世帯、多子世帯等の子育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用することで、公営住宅への入居を支援します。	市営住宅課	様式1と同じ				
		73	読書活動支援【子・子計画No. 149と共通】	子どもの居場所づくり事業（子ども家庭課・生活支援課）との連携や、子ども食堂への団体セット貸出サービスを行い、図書館を利用しづらい子どもたちに向けた読書支援活動を実施します。	図書館	様式1と同じ				
74	多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業【子・子計画No. 92と共通】	多胎児を妊娠したときから産後1歳までの多胎児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。 また、関係部署と連携し、対象者への制度周知を行い、必要な支援につなげます。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ						

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。	
目標2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援	施策5 子ども・若者の貧困対策	75	要保護児童対策地域協議会【子・子計画No.38と共通】	関係機関の連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援を行います。	家庭児童相談室	様式1と同じ				
		施策6 虐待防止等要支援児童対策	76	児童虐待防止に関する啓発の推進【子・子計画No.40と共通】	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を実施するとともに、市民・関係機関の研修機会を提供します。	家庭児童相談室	様式1と同じ			
			77	養育支援ヘルパー派遣事業【子・子計画No.41と共通】	就学前の子どもを養育する家庭で、特に保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対して家事育児のヘルパーを派遣します。	家庭児童相談室	様式1と同じ			
			78	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実【子・子計画No.42と共通】	短期入所生活援助（ショートステイ）では、保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲内で子どもを預かり養育します。夜間養護（トワイライトステイ）では、保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めるとき、平日の夜間や休日に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。	家庭児童相談室	様式1と同じ			
			79	養育支援訪問事業【子・子計画No.43と共通】	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について、出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。定期的に保健師間での協議やケース検討等を行い、家庭児童相談室と連携して必要な時期に適切な支援ができるよう取り組みます。	子育て相談センター	様式1と同じ			
目標3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備	施策1 多様な活動の場の充実	80	青少年育成市民会議の事業推進【子・子計画No.112と共通】	青少年の健全育成のために、家庭・学校・地域・関係団体と協力して、各種大会等を開催し、青少年に活躍の場を提供するとともに、大人への啓発活動を図ります。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ				
		81	地域協働学校の推進【子・子計画No.141と共通】	学校、家庭、地域が、教育目標や課題を共有し、知恵と力を出し合っ、青少年の健全育成、子どもと大人の協働による共育ち、地域コミュニティの育成を目指し、体験授業、各種イベント等を実施します。	生涯学習課	様式1と同じ				
		82	学習ボランティア登録制度の推進【子・子計画No.142と共通】	各種学習活動等により得られた知識や経験を生かしたいという学習ボランティア（個人および団体）を登録し、登録情報の提供を通して生涯学習活動を推進します。	生涯学習課	様式1と同じ				
		83	スポーツ教室やイベントの開催【子・子計画No.143と共通】	子どもが運動に関心を持ち、スポーツに親しむためのスポーツ教室やイベントの開催等スポーツ環境の充実に取り組みます。	スポーツ保健課	様式1と同じ				
		84	総合型地域スポーツクラブへの支援【子・子計画No.144と共通】	総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベント等の開催を支援します。	スポーツ保健課	様式1と同じ				
		85	遺跡や文化財の活用を通じた学習の充実【子・子計画No.145と共通】	遺跡発掘調査や出土品整理作業、文化財の現地見学等の体験学習の機会を通し、地域の歴史への理解を深める学習を支援します。	歴史文化財課	様式1と同じ				
		86	歴史資産を生かした体験機会の充実【子・子計画No.146と共通】	学校団体の見学受け入れ・出前授業を積極的に行います。また、子ども向け事業「草津宿みちくさラボ」および草津宿本陣でのワークショップ等を定期的に開催するとともに、外部イベントにも参加し、より多くの子どもたちに対して草津の歴史や文化に触れる機会を提供します。	草津宿街道交流館	様式1と同じ				

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 実施予定	令和5年度 実施結果 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。	実施予定を 下回った場合の理由	令和6年度 実施予定 ※様式1と重複する項目は「様式1と同じ」と記載しています。	
目標3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備	施策2 人権を守る環境づくり	87	次世代育成男女共同参画事業	低年齢化する男女交際による「デートDV防止」、「性の健康教育」や「性の多様性」等をテーマに、学習の機会を提供します。	男女共同参画センター	継続して市内中・高校生を対象に学習会を実施予定。テーマは「デートDV防止」・「性の健康教育」・「男女共同参画」等学校等と調整しながら行います。	「デートDV防止」及び「性の健康教育」等をテーマとした授業を希望する学校へ講師を派遣し、学習会を実施しました。 実施内容(2校) 学校名：草津市立高穂中学校 参加者：2年生315名 学校名：滋賀県立草津高等学校 参加者：3年生166名 また、保護者向けの性教育講座を実施しました。 参加者：25名(大人15名、子ども10名)		市内中・高校生を対象に学習会を実施予定。テーマは「デートDV防止」・「性の健康教育」等学校等と調整しながら行います。	
		88	人権保育・教育の推進 【子・子計画No. 34と共通】	認定こども園、幼稚園、保育所(園)および小中学校においては、人権保育・教育計画に基づき、一人ひとりの子どもの人権が尊重されるよう保育・教育を推進します。また、職員研修によりスキルアップを目指すとともに保護者への啓発に努めます。	幼児課 児童生徒支援課	様式1と同じ				
		89	道徳教育推進事業 【子・子計画No. 27と共通】	子どもたちによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校と地域、家庭が連携・協働しながら、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。	学校教育課	様式1と同じ				
	施策3 社会環境の健全化と情報通信等に対する知識の普及・啓発	90	防犯灯や防犯カメラの整備等犯罪の起こりにくい環境整備の推進 【子・子計画No. 62と共通】	防犯灯、防犯カメラ等の整備および維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。	危機管理課	様式1と同じ				
		91	少年補導委員	街頭補導活動、街頭啓発を通じて、非行・被害・不良行為の防止に努めます。	子ども家庭・若者課	街頭補導活動 240回 講話回数 10回	街頭補導活動 220回 講話回数 17回	各学区の補導回数が若干減ったため	街頭補導活動 240回 講話回数 10回	
		92	SNS等インターネットの安全利用の啓発【子・子計画No. 110と共通】	SNS等インターネットの安全利用について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭・若者課	様式1と同じ				
	施策4 健やかな職場環境の整備	93	なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知 【子・子計画No. 36と共通】	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	商工観光労政課	様式1と同じ				
		94	育児休業や子どもの看護休暇等各種制度の導入推進啓発 【子・子計画No. 158と共通】	商工観光労政課の窓口にチラシやポスター等を設置し、啓発活動を行います。	商工観光労政課	様式1と同じ				
		95	健康経営優良法人認定の取得に向けた企業への啓発	健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組を広めるため、健康経営優良法人認定の取得に向けた企業への啓発活動を行います。	商工観光労政課	日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実施している企業等を顕彰する制度である「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた市内企業等を市ホームページにて周知することにより、取組の普及促進を行います。	日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実施している企業等を顕彰する制度である「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた市内企業等を市ホームページにて周知することにより、取組の普及促進を行いました。 健康経営優良法人2024認定件数・・・33件 健康経営優良法人2023認定件数・・・24件		日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実施している企業等を顕彰する制度である「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた市内企業等を市ホームページにて周知することにより、取組の普及促進を行います。	
96		健幸都市宣言への賛同や健幸宣言の実施に向けた企業への啓発	市内の企業・団体等の健幸宣言を通じて、労働者の健康増進やワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	健康福祉政策課	引き続き市内の企業等への啓発・登録勲褒および健幸関連の情報提供を行います。	事業所内公正採用選考・人権啓発の時期に合わせて、新規の市内企業・事業所等に対し、健幸宣言への賛同を働きかけるとともに、賛同事業所へは、健幸関連情報の提供(メールマガジン)を通じて、従業員やその家族の健康増進やワーク・ライフ・バランスの推進を図りました。 (令和5年度：健幸都市宣言賛同事業所数3団体増)		引き続き、市内企業・事業所等に対し、健幸宣言への賛同を働きかけるとともに、健幸関連の情報提供を行います。		
97		男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発 【子・子計画No. 157と共通】	市内事業所や市民を対象に、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。	男女共同参画センター	様式1と同じ					